

○読谷村ノーベル平和賞を夢みる村民基金から生ずる収益金の運用に関する規程

平成18年3月31日訓令第7号

改正

平成23年2月1日訓令第4号

読谷村ノーベル平和賞を夢みる村民基金から生ずる収益金の運用に関する規程

読谷村ノーベル平和賞を夢みる村民基金から生ずる収益金の運用に関する規程（平成2年読谷村規程第4号）の全部を改正する。

第1章 運用

（趣旨）

第1条 この規程は、地域特性を活かした自主的・主体的・創造的な地域づくりをめざし、読谷村ノーベル平和賞を夢みる村民基金条例（平成元年読谷村条例第9号。以下「条例」という。）に規定する村民基金から生ずる収益金（以下「収益金」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象事業）

第2条 対象事業は、次のとおりとする。

- （1）国内交流・国際交流・文化交流及び村又は各字地域の人材育成に関すること。
- （2）地域の伝統芸能と歴史の保存に関すること。
- （3）地域福祉活動の支援及び健康増進に関すること。
- （4）地域特産品の開発・起業及び産業の振興に関すること。
- （5）環境美化と景観保全に関すること。
- （6）平和創造活動及び沖縄戦の資料の収集に関すること。
- （7）総合計画に基づく地域振興に関すること。
- （8）その他条例第2条の目的に沿う事業

（募集及び審査の対象）

第3条 募集期間は、次のとおりとする。

- （1）村民からの申請は随時受け付けるものとする。
- （2）申請後、審査を得ずに事業を実施したものについても審査対象とする。

（助成の対象）

第4条 助成の対象は、村内に居住する個人又は団体（NPO団体を含む。）とする。

（助成金）

第5条 第2条に掲げる事業の実施にあたり、予算の範囲内において助成金を交付する。
ただし、他の補助制度等で助成されている事業への重複助成は行わない。

(助成の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成事業申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に当該年度の事業計画書を添えて申請しなければならない。

(交付の決定)

第7条 村長は、収益金運営委員会の具申を受け、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、助成金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条による通知を受けた者は、助成金交付申請書（第3号様式）を村長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 助成を受けた個人又は団体は、事業終了後速やかに助成事業実績報告書（第4号様式）を提出しなければならない。

(助成金の交付決定の取り消し及び返還)

第10条 村長は、申請者が助成金を他の用途に使用し、その他助成金の交付決定の内容に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことが出来る。この場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときはその返還を命ずることが出来る。

第2章 運営委員会

(設置)

第11条 収益金の有効かつ適正な運用を計るため、収益金運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第12条 委員会は、第6条に定める申請書を審査し、村長に具申する。

(組織)

第13条 委員会の委員は、15人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから村長が任命する。

(1) 知識経験を有する者

- (2) 村内各種団体推薦
 - (3) 区長会推薦
 - (4) 一般公募
 - (5) 村職員
- (任期)

第14条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、任期満了であっても新たに委員が任命されるまではその職務を行うものとする。

(委員長及び副委員長)

第15条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長および副委員長は委員の互選による。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、第6条に定める申請書が提出されたとき、その内容を審査するため、6月と10月の年2回会議を開催する。ただし、必要に応じて委員長が招集し、会議を開催することができる。

第3章 会計

(設置)

第17条 収益金の経理の適正を図るため収益金会計を設置する。

(管理)

第18条 収益金会計に会計管理者をおく。

2 前項の管理者は、会計管理者をもってあてる。

(歳入・歳出)

第19条 この会計においては、繰入金、諸収入及び繰越金をもってその歳入とし、運営委

員会費及び助成金をもってその歳出とする。

(会計年度)

第20条 この事業における会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(庶務)

第21条 この規程にかかる庶務は、総務企画部企画財政課において処理する。

(補則)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年2月1日訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

第1号様式 (第6条関係)

助 成 事 業 申 請 書

担 当 課 名

平成 年 月 日

読谷村長

殿

申請者

住 所

番地

団体名

氏 名

印

平成 年度読谷村ノーベル平和賞を夢みる村民基金助成事業の事業計画を下記のとおり計画したので、助成いただきたく申請致します。

記

事業区分	
事業名称	
目的内容	
費用算出基礎	
実施期間	

- (1) 「事業区分」欄については、読谷村ノーベル平和賞を夢みる村民基金条例第2条の事項から記載すること。
- (2) 「事業名称」欄については、読谷村ノーベル平和賞を夢みる村民基金から生ずる収益金の運用に関する規程第2条の対象事業から記載すること。

第2号様式 (第7条関係)

助成金交付決定通知書

読 企 第 号
平成 年 月 日

申請者

住 所 番地

団体名

氏 名 殿

読谷村長

平成 年度読谷村ノーベル平和賞を夢みる村民基金助成金の交付を決定したので、
読谷村ノーベル平和賞を夢みる村民基金から生ずる収益金の運用に関する規程第7条の
規定により通知します。

助成金交付決定額 円

第3号様式 (第8条関係)

助成金交付申請書

平成 年 月 日

読谷村長

殿

申請者

住 所

番地

団体名

氏 名

印

平成 年度読谷村ノーベル平和賞を夢みる村民基金助成金の交付を受けたいので読谷村ノーベル平和賞を夢みる村民基金から生ずる収益金の運用に関する規程第8条の規定により次のとおり申請します。

助成金交付申請額 _____ 円

第4号様式 (第9条関係)

助成事業実績報告書

平成 年 月 日

読谷村長

殿

申請者

住 所 番地

団体名

氏 名 印

平成 年 月 日読企第 号をもって交付決定のあった読谷村ノーベル平和賞を夢みる村民基金助成金に係る運営及び事業を終了したので、読谷村ノーベル平和賞を夢みる村民基金から生ずる収益金の運用に関する規程第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業区分	
事業名称	
目的 内容 効果	
費用 算出基礎	
実施期間	

- (1) 「事業区分」欄については、読谷村ノーベル平和賞を夢みる村民基金条例第2条の事項から記載すること。
- (2) 「事業名称」欄については、読谷村ノーベル平和賞を夢みる村民基金から生ずる収益金の運用に関する規程第2条の対象事業から記載すること。